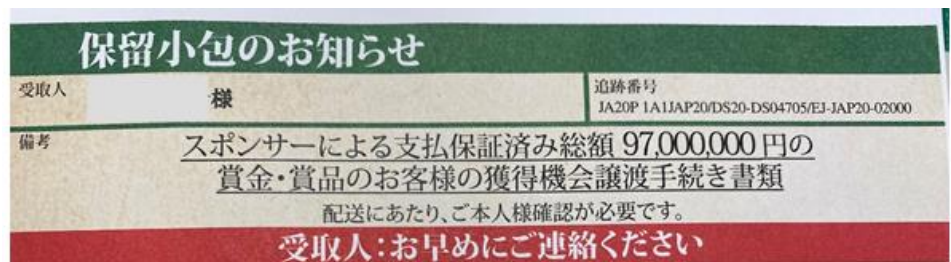
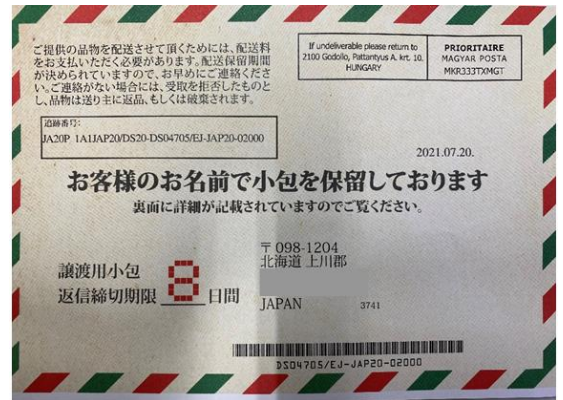


エアメールで小包を保留しています、9千1百万円賞金獲得って本当？

事例

入院中の母宛に、ドイツからエアメールが届いた。中には、『スポンサーによる総額97,000,000円の賞金獲得譲渡手続き書類』と、賞金を受け取るためには手数料として返信封筒に2,000円の現金を入れて送るように書かれている。対処法を教えてください。（40代男性）



アドバイス

- ◆高額な懸賞金が当たったかのように錯覚させ「申し込み」をさせる事が目的です。
- ◆現金を返信封筒に入れて送る事は、郵便法違反になります。送らないで下さい。懸賞金の支払いにクレジットカード情報を求めたり、電子マネーで支払わせるケースもあります。絶対に知らせないで下さい。
- ◆懸賞金を受け取るために、「氏名と住所を記入し返信」と書いてありますが個人情報を知らせることは利用されやすい人とみなされ、大量のダイレクトメールが届くようになります。
- ◆困った時は、名寄市消費生活センターか名寄警察署 01654-2-0110 番へ相談して下さい。

国内で海外宝くじを買うことは法律違反のおそれ

※国内で「海外宝くじ」を購入することは違法になるおそれがあります、絶対に購入してはいけません。刑法187条（富くじに関する罪）

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

